

児童・生徒・PTA総合補償制度 ご加入のご案内

PTA活動の安心のために

児童・生徒・PTA総合補償制度は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員（保護者・教職員）等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

傷 害（学校契約団体傷害保険・PTA団体傷害保険）

児童・生徒

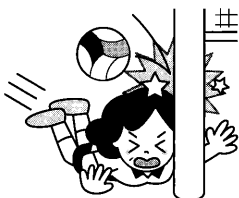
（学校管理下外のみ）

自宅で作りおきしていた
ごはんを食べて細菌性
食中毒により入院した



PTA会員

保護者会員が
PTA共催の
運動会でケガをした



PTAが事前に 認めた参加者

PTA安全
パトロール中に
ケガをした



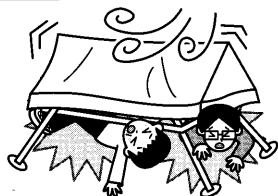
児童・生徒

児童がPTA活動中
にケガをした



賠 償（PTA賠償責任保険）

対人 来賓にケガをさせた

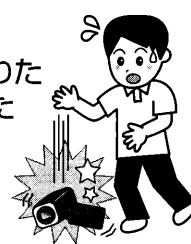


対物 他人の財物を壊した



保管物

学校から借りた
ものを壊した



提供飲食物

PTAのイベント等で
提供した飲食物
により、他人が
食中毒等損害
を被った



法律相談・クレーム対応費用

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律
相談や委任をした

弁護士相談・弁護士紹介サービス

PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携
先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁
護士の紹介を受けられます。



※は児童・生徒の日常生活に起因する事故も対象となります。詳細は別紙「児童・生徒・PTA総合補償制度の補償概要」をご確認ください。

ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項（「契約概要」・「注意喚起情報」）が記載されていますので、必ずご一読ください。
特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」等）が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

〈学校契約団体傷害保険〉

補償の内容		保険金額	
傷害（ケガ）の補償	学校の管理下外の児童・生徒のケガの補償	死亡保険金額	100万円
	- 児童・生徒が学校管理下外でケガをした場合に補償します。 学校管理下外とは・・「学校の授業中」、「在校中」、「教育委員会その他の機関、団体が行う教育活動行事への参加中（教職員が引率するものに限ります。）」のいずれにも該当しない間をいいます。 - 登下校中の事故によるケガも補償します。 - ケガには細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。（細菌性食中毒補償特約セット） - 入院保険金、手術保険金、通院保険金は、事故の日からその日を含めて7日目以降においてなお、入院または通院した場合に限り、入院または通院を開始した日から保険金をお支払いします。	後遺障害保険金 障害の程度によって 上記死亡保険金額の	4%～100%
		入院保険金日額 （180日限度）	1,200円
		手術保険金 （1事故につき1回） 手術の際の入院の有無によって 上記入院保険金（日額）の	10倍・5倍 （入院中・入院中以外）
		通院保険金日額 （90日限度）	800円

〈PTA団体傷害保険〉

補償の内容		保険金額	
傷害(ケガ)の補償	PTA行事参加中の事故によるケガの補償	死亡保険金額	150万円
	・PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。	後遺障害保険金	4%~100%
	・PTA行事への往復途上も対象となります。	障害の程度によって 上記死亡保険金額の	
	・ケガには細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。(細菌性食中毒補償特約セット)	入院保険金日額	1,800円
	・日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。	(180日限度)	
	被保険者(保険の対象となる方)	手術保険金(1事故につき1回)	10倍・5倍
	●PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒	手術の際の入院の有無によって 上記入院保険金(日額)の	(入院中・入院中以外)
	●PTA会員の同居の親族		
	●PTA行事(*1)への参加が事前にPTAより認められている方	通院保険金日額	1,000円
	(*1)PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則(名称のいかなを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。	(90日限度)	

〈PTA賠償責任保険〉

補償の内容		補償例	保険金額(お支払限度額)
損害賠償責任補償	●PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任 〈対人・対物補償〉(往復途上対象外) ・PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 〈保管物補償〉(往復途上対象外) ・PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 〈提供飲食物危険補償〉 PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	＜対人＞PTAの催しで、会場設備の不備により来場者にケガをさせてしまった。 ＜対物＞PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。	対人 1名 3,000万円 1事故 3億円 (自己負担額 5,000円) 対物 1事故 200万円 (自己負担額 5,000円)
		PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 支払保険金:45,000円 (修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。)	保管物 1事故 10万円 保険期間中 500万円 (自己負担額 5,000円)
		PTAバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり2~7日間入院。	対人・対物 1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。
法律相談 クレーム対応費用	●法律相談・クレーム対応費用補償 PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償 ※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介(無料)を受けられます。	PTAの催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。	弁護士費用 1事故 100万円 保険期間中 1億円
児童・生徒の賠償責任補償	●児童・生徒の損害賠償責任 PTAの管理下・管理下外を問わず、日本国内においてPTAの児童・生徒(PTAの組織単位である学校等に通学する児童・生徒)が他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊して、その児童・生徒、または法定監督義務者(保護者)が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 ※PTA会員が個人で自動車保険、火災保険、傷害保険等のオプション補償として個人賠償責任補償にご加入されている場合には、補償が重複する場合があります。 補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合がありますので、ご契約前にその点をご理解いただいた上でご加入をご検討ください。	児童・生徒が自転車で買い物に行く途中に通行人と衝突しケガをさせてしまった。	1事故/ 1億円限度 (自己負担額 0円)

※補償内容の詳細や保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合は、別紙「児童・生徒・PTA総合補償制度の補償概要」をご覧ください。

保 険 期 間

2025 年 4 月1日 午後4時より
2026 年 4 月1日 午後4時まで

負 担 金

1,000円

(内訳：学校契約団体傷害保険：一名あたり 543円 PTA団体傷害保険：一世帯あたり 51円
PTA賠償責任保険：一名あたり 248円 PTA互助業務管理費：158円)

事故時の請求手続き

①事故報告

学校・担任の先生へ連絡し「事故報告書兼事故証明書」を受け取り、事故の内容を記入の上、学校へ提出してください。傷害事故(学校契約団体傷害保険・PTA団体傷害保険)は事故発生日から30日以内に、賠償事故(PTA賠償責任保険)の場合は遅滞なくご報告願います。

②事故報告後の流れ

保護者
(又はPTA会員)

AIG
損害保険

1. AIG損保から保護者に電話連絡の上、ご請求方法を案内

〔賠償事故〕必要書類、今後の流れについてご案内し、必要書類をお送りします。
〔傷害事故〕症状や治療状況に応じ、下記の請求方法をご案内いたします。

【傷害事故保険金請求方法】

- ①お電話のみでご請求いただく方法(簡単支払特急便)
- ②AIG損保ホームページよりご請求いただく方法(デジタル保険金請求)
- ③保険金請求書類をご提出いただく方法

2. 保険金請求手続き

〔賠償事故〕上記1.でご案内した保険金請求書類をご手配の上、AIG損保へご返送いただきます。
〔傷害事故〕上記1.でご案内した①～③に3つのいずれかの方法で保険金の請求手続きを行っていただきます。

3. ご指定の口座に保険金のお支払い

ご請求内容にもとづき、お支払できる保険金を算出いたします。
保険金のお支払手続きが完了後、保護者に「支払案内ハガキ」をお送りします。

《保険金請求に関する窓口》

AIG損害保険株式会社 傷害カスタマーセンター こどもサポート

〒850-0843 長崎県長崎市常盤町1-1 メットライフ生命長崎ビル
TEL：0120-127-590(傷害事故)／0120-901-879(賠償事故)
FAX：0120-937-743(事故報告書兼事故証明書FAX送信先)

《団体契約者》

秋田県PTA連合会

〒010-0955 秋田市山王中島町1-1 秋田県生涯学習センター内
TEL：018-824-7938 FAX：018-824-7935

《引受保険会社・内容等お問合せ先》

AIG損害保険株式会社 秋田支店

〒010-0001 秋田市中通2-3-8 秋田アトリオンビル10階
TEL：018-801-2010